

食品安全委員会第890回会合議事録

1. 日時 令和5年2月21日（火） 14:00～14:39

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）農薬第二専門調査会における審議結果について

・「ジメスルファゼット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）農薬第五専門調査会における審議結果について

・「ジクロロメゾチアズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ジメトモルフ」に係る食品健康影響評価について

（4）令和4年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和5年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について

（5）その他

4. 出席者

（委員）

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

（事務局）

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、藤田リスクコミュニケーション官、
寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 農薬第二専門調査会における審議結果について＜ジメスルファゼット＞

資料2 農薬第五専門調査会における審議結果について＜ジクロロメゾチアズ＞

資料3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜ジメトモルフ＞

資料4 令和4年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和5年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について

資料5 暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方の改正について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第890回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第890回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 資料の確認をいたします。本日の資料は5点ございます。

まず資料1が、農薬第二専門調査会における「ジメスルファゼット」に関する審議結果についての資料です。資料2が、農薬第五専門調査会における「ジクロロメゾチアズ」に関する審議結果についての資料でございます。資料3が、「ジメトモルフ」に関する評価書案でございます。資料4が、令和4年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和5年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）についてでございます。最後に資料5が、暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方の改正についての資料でございます。

資料は以上でございますが、不足のものはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。

事務局におきまして、これまでに委員の皆様方に御提出いただきました確認書及び現時点における今回の議事に係る追加の該当事項の有無につきまして確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局の報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 農薬第二専門調査会における審議結果について

○山本委員長 最初の議事に入ります。

「農薬第二専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、スルホンアニリド骨格を有する除草剤「ジメスルファゼット」の概要につきまして、資料1の5ページの要約に沿って説明させていただきます。

各種毒性試験の結果から、ジメスルファゼット投与によって認められた影響は、主に体重の増加抑制、ラットにおいて腎臓の重量増加等の変化、それとマウス及びイヌにおけます膀胱の尿路上皮過形成が認められました。発がん性、神経毒性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められませんでした。

ウサギを用いた発生毒性試験におきまして、異常胎児を有する母動物数増加及び異常胎児数の増加、心血管系の異常ですけれども、これらが認められました。

各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をジメスルファゼット(親化合物のみ)と設定いたしました。

各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.39 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0039 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定いたしました。

また、ジメスルファゼットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量15 mg/kg 体重/日でした。認められた所見は異常胎児を有する母動物数の増加及び異常胎児数の増加、これは心血管系の異常です。これらであったことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.15 mg/kg 体重と設定いたしました。また、一般の集団に対しましては、ラットを用いた急性神経毒性試験の最小毒性量であります125 mg/kg 体重を根拠としまして、最小毒性量を用いたことによる追加係数3を加えて安全係数300で除した0.41 mg/kg 体重をARfDと設定いたしました。

その他、補足につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長 御説明いたします。評価書案の4ページにお戻りください。こちらに審議の経緯の記載がございます。今般、農水省から厚労省に稲と魚介類の基準値の設定依頼があったということで、今回の農薬登録申請に係るものということになります。厚労

大臣から評価要請がございまして、昨年11月の本委員会で要請事項説明を受けております。農薬第二専門調査会で2回御審議いただいて、本日御報告するものとなります。

6 ページ目にお進みください。本農薬の概要についてです。

1. 用途につきましては、除草剤となります。

6. のところに構造式の記載がございします。

7 ページにお進みください。8. としまして開発の経緯の記載がございします。ジメスルファゼットは、スルホンアニリド骨格を有する除草剤でございします。詳細な作用機序は不明とされておりますけれども、脂肪酸合成系に作用する可能性が示唆されているというものとなります。海外では登録されていないというものです。

内容の詳細、概要です。10ページ目にお進みください。4. の(1) としまして植物代謝試験の結果がございします。① としまして水稻の結果の記載です。最後の段落にございします。未変化のジメスルファゼットは玄米では検出されず、ほかの試料においても5%TRR未満であったとされております。また、未成熟茎葉、稲わら、根部中に代謝物Dで、最大で14.2%TRRを占めたというものとなります。

11ページにお進みください。下の方、(2) としまして作物残留試験の結果がございします。一番下の行ですけれども、ジメスルファゼット、代謝物C及びDはいずれの試料においても定量限界未満であったという結果でございします。

12ページ目、(3) 魚介類における最大推定残留値の記載でございします。こちらは最後の行にございします。魚介類における最大推定残留値は0.079 mg/kgだったというものです。

(4) 推定摂取量の記載です。先ほど御紹介しました作物残留試験の分析値、魚介類における最大推定残留値の結果から推定した摂取量について、表8に記載をしております。国民平均で7.35 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ であったというものです。

続きまして、5. 動物体内動態試験の結果でございします。ラットの試験について、①吸収についての記載がございします。このページの下から3行目、4行目にありますけれども、経口投与されたジメスルファゼットは速やかに吸収されるというものです。

13ページ目にお進みいただきまして、b. 吸収率でございします。低用量投与群では少なくとも91.8%、高用量投与群では少なくとも93.9%吸収されたというものです。

②分布につきましては、下から2行目にありますけれども、肝臓、腎臓で高い値を示したとされております。

続きまして、16ページにお進みいただきますと、下の方に④ としまして排泄の記載がございします。

次の17ページにお進みいただきますと、上から4行目以降に記載がございします。主に尿中に排泄され、120時間で90%TAR以上が尿及び糞中に排泄されたとされております。

それから、毒性試験の結果についてでございします。24ページにお進みください。(2) としまして2年間慢性毒性/発がん性併合試験のラットにおける試験結果の記載がございします。

その下、表28－1の上の文章及び表に記載がございますけれども、30 ppm以上投与群の雄で腎臓の比重量増加、BUN増加が認められたということで、無毒性量としましては、雄で10 ppmであったとされております。これを換算しますと0.39 mg/kg 体重/日であったというものとなります。こちらが先ほど浅野委員から御紹介いただきましたADIの設定根拠になったものとなります。

続きまして、26ページにお進みください。9. 神経毒性試験としまして、(1) ラットにおける急性神経毒性試験の結果の記載がございます。表31の上の文章、それからその表中に記載がございます。125 mg/kg 体重以上投与群の雄におきまして、自発運動量の減少等が認められたということで、無毒性量は125 mg/kg 体重未満であったというものとなります。こちらがARfDの算出根拠となったとしております。

続きまして、28ページにお進みください。下の方に(3)としまして発生毒性試験、ウサギにおける試験結果の記載がございます。

次の29ページにお進みいただきますと、上から少し行っていたきましたところに「本試験において」という段落がございます。50 mg/kg 体重/日投与群の母動物で排糞減少、体重減少、異常胎児を有する母動物数増加、異常胎児数増加が認められたということで、無毒性量は15 mg/kg 体重/日であるとされております。こちらがARfDにおける妊婦または妊娠の可能性がある女性に対する設定の根拠となったというものでございます。

次に、11. 遺伝毒性試験の結果ですが、全て陰性であったことから、遺伝毒性はないと考えられたとされております。

40ページにお進みいただきますと、食品健康影響評価のまとめの記載がございます。

次の41ページにお進みいただきますと、ADI、ARfDの結果について、それぞれ記載がございます。内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明いただいたとおりでございます。

資料の一番最初にお戻りください。こちらにつきましては、本日御了解いただけましたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「農薬第五専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、メソイオン系の殺虫剤「ジクロロメゾチアズ」の概要につきまして、資料2の4ページをお開きください。この内容につきまして、説明いたします。

各種毒性試験の結果から、ジクロロメゾチアズ投与によりまして出てくる影響は、主に体重の増加抑制に認められました。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験におきまして、雄で悪性の星状膠細胞腫及び精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められましたが、腫瘍の発生は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各種試験の結果から、農産物中のばく露評価対象物質をジクロロメゾチアズ（親化合物のみ）と設定いたしました。

各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖毒性試験の122 mg/kg 体重／日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した1.2 mg/kg 体重／日を許容一日摂取量（ADI）と設定いたしました。

また、ジクロロメゾチアズの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断いたしました。

詳細につきまして、事務局から補足の説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長 それでは、御説明させていただきます。

資料の3ページにお戻りください。こちらに審議の経緯の記載がございます。今般、農薬登録申請に係る依頼ということで、キャベツ、だいこん等の基準値設定について依頼があったものとなります。それを受けまして、厚生労働大臣から評価要請を受けております。

昨年12月に農薬第五専門調査会で御審議いただいたものとなります。

5ページにお進みください。本農薬の概要についてです。

1. 用途としまして、殺虫剤でございます。

6. に構造式の記載がございます。

6ページにお進みください。8. 開発の経緯の記載がございます。ジクロロメゾチアズは、メソイオン系の殺虫剤でございます。昆虫の中樞神経に存在するニコチン作動性アセチルコリン受容体と結合する作用を有するというものでございます。海外では登録されていないというものとなります。

提出された資料の概要についてです。9ページにお進みください。4. (1) としまして植物代謝試験の結果がございます。①だいこんについての結果、10ページの一番上の段落を御覧ください。大部分は未変化のジクロロメゾチアズであったというものです。また、代謝物につきましては、いずれも10%TRR未満であったというものとなります。

17ページまでお進みください。(2) としまして作物残留試験の結果の記載がございます。ジクロロメゾチアズの最大残留値は、だいこんの葉部で7.58 mg/kgであったというものとなります。

18ページ、(4) としまして推定摂取量の記載がございます。作物残留試験の分析値を用いまして、推定の摂取量を算出した結果となります。表14として記載しておりますけれども、国民平均で144 μ g/人/日となったというものです。

5. 動物体内動態試験の結果でございます。ラットにおける試験結果、①としまして吸収の結果でございます。

19ページにお進みいただきますと、b. としまして吸収率の結果の記載がございます。投与後48時間で吸収率は、低用量投与群で10.7%から16.0%、高用量投与群で3.0%から5.0%であったというものです。

②としまして分布の記載がございます。一番下の行、主に肝臓、副腎、腎臓、脾臓、脂肪で高く認められたというものです。

23ページにお進みください。④として排泄の記載がございます。こちらの一番最後から次のページにかけてですけれども、投与後168時間で87.4%TAR以上が糞中へ排泄されたというものとなります。

毒性試験の結果についてでございます。33ページにお進みください。9. 神経毒性試験、急性神経毒性試験(ラット)における結果におきましては、急性神経毒性は認められなかったというものとなります。

10. 生殖発生毒性試験につきまして、(1) ラットにおける2世代繁殖試験の結果がございます。34ページ、表37の上のところの文章、それから表37にその試験結果がございます。親動物、児動物の1万5000 ppm投与群におきまして体重増加抑制等が認められたということで、無毒性量は2,000 ppmとされております。こちらにつきまして換算しますと、親であるP世代で122 mg/kg 体重/日が最も低い値となるということで、こちらがADIの算出根拠となっているというものとなります。

43ページにお進みいただきますと、食品健康影響評価の記載がございます。

44ページにADI、ARfDの設定結果につきまして記載がございます。内容につきましては、先ほど浅野委員から御説明があったとおりです。

資料の一番最初にお戻りください。こちらにつきまして、本日御了解いただけましたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長 それでは、御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。ジメトモルフに係る評価書案でございます。

5ページにお進みください。こちらに審議の経緯、今回、第4版関係の記載がございます。キャベツ、非結球レタスについての適用拡大の基準値設定依頼、それから、こまつな、パパイア等のインポートトレランス設定の要請を受けまして、評価要請がなされたものでございます。

昨年11月、第879回の食品安全委員会におきまして御報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行っていたものとなります。

9ページにお進みください。本農薬の概要についてでございます。ジメトモルフの用途は殺菌剤でございます。

6. に構造式の記載がございます。

10ページにお進みいただきます。8. としまして開発の経緯の記載がございます。ジメトモルフはケイ皮酸誘導体の殺菌剤でございます。菌類の菌糸発育阻害作用、孢子形成阻害作用を有するものでございます。国内では1997年に初めて農薬登録されております。また、海外では米国、EU、アジア等で登録されているものとなります。

こちらにつきまして、審議をした結果、55ページまでお進みください。55ページに食品健康影響評価の結果としまして、ADI、ARfDの設定の記載がございます。ADIにつきましては、0.11 mg/kg 体重/日、ARfDにつきましては、0.6 mg/kg 体重と設定するというものとなります。

こちらにつきまして、意見・情報の募集を行った結果につきまして、最後から4ページ目のところに記載をしております。そちらまでお進みください。

最後から4ページ目、右上に参考としまして、今般の意見・情報の募集結果についての記載をしております。今回募集を行った結果、1通の御意見をいただいております。

表の左側にいただいた御意見・情報についての記載がございます。まず1点目、殺菌剤につきまして、食物そのものへの悪影響のみならず、環境中の生物への影響も懸念されるということで、こういうものは使用自体を禁止すべきだという御意見です。また、評価対象は製剤としてではなく、個別の成分のみで評価されており、補助成分等の影響は全く考慮されていないということ。それから、複合影響も全く検証していないのは残念だという御意見です。それから、参照資料に非公表が多いのは同様に問題であるという御意見をいただいております。

こちらにつきましての調査会の回答でございます。上から2ポツ目ですけれども、農薬の登録、環境中の生物への影響に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省、環境省に情報提供をさせていただくというものです。

それから、今般評価要請を受けたジメトモルフにつきましては、委員会決定の評価指針に従って評価を行っておりますということです。また、製剤に用いる補助成分の規制につきましては、農林水産省の方で導入に向けた手続きが進められているものと承知しております。いただきました御意見は、農林水産省に情報提供いたしますというものです。

それから、複数の化合物へのばく露につきましては、JMPR、JECFAにおきましてリスク評価手法について検討されているという状況ですので、引き続き、最新の情報収集に努めてまいりますというものです。

それから、参照資料につきましては、次のページにお進みいただきますと、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され、不利益をもたらすおそれがある資料につきましては非公開としておりますけれども、前のページの最後に記載しておりますとおり、原則公開としております。また、試験の概要を記載した農薬抄録等につきましては、専門調査会での審議終了後に知的財産に係る内容がマスキングされた状態で閲覧用資料としまして事務局において公開をしているという回答をしております。

また、その次のページにお進みください。こちらは先般御報告しました評価書案におきまして、スペルミスなどの誤植がございました。一番左に修正箇所としてページ、行数を書いておりますけれども、こちらは先般御報告した評価書案の元のものにおけるページ番号、行数になります。一番右側の欄にございます内容につきまして、真ん中にあるとおり正しく修正をさせていただきたいというものとなります。

こちらにつきまして、1件御意見をいただきましたけれども、内容につきまして精査したところ、専門調査会の結果を変更することなく、また、御説明いたしました字句の修正を行った上で、リスク管理機関の方に結果をお返ししたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちジメトモルフの許容一日摂取量を0.11 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.6 mg/kg 体重と設定するという事でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(4) 令和4年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和5年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果(案)について

○山本委員長 続きまして、「令和4年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和5年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果(案)について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の脇委員から説明をお願いいたします。

○脇委員 脇でございます。御報告いたします。

2月8日に開催いたしました研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、令和4年度に実施しました食品健康影響評価技術研究課題のうち、令和5年度も継続する予定の8課題に係る中間評価の審議を行いましたとともに、また、令和5年度に実施する食品健康影響評価技術研究の新規対象課題の審議を行いまして、4課題を選定いたしました。おのおの中間評価結果及び事前評価結果としての案を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 では、寺谷が説明します。資料4を御覧ください。

まず1枚おめくりいただきますと、こちらは別添1となっております。こちらの資料は令和4年に実施している研究課題のうち来年度も継続を予定しておりますものについて中間評価を行って、その結果をまとめたものです。

おめくりください。

最初の頭のところに書いてありますように、昨年12月から今年2月にかけて事前中間評価部会を開催して、8課題について中間評価を行っていただきました。その結果として、8課題全てについて令和5年度への継続を要するという評価をいただいているところです。

8つの課題についての細かな説明は割愛しますが、評点が高いもので4.8点、低いものは

3.6点となっております。それぞれに評価所見をつけておりまして、優れた所見とともに留意点、改善点なども示したものとなっております。

続きまして、3枚ほどおめくりいただきまして、別添2と書いてあります資料を御覧ください。こちらは令和5年度に新規に研究するために応募いただいた課題について、その事前評価の結果をまとめた案となっておりますのでございます。

次のページを御覧ください。下に1と書いてあるところです。昨年9月17日から10月21日まで新規研究課題の公募を行っております。その結果、18課題の応募がありました。これらの応募に対して事前中間評価部会について審査いただきまして、4課題を採択課題として選定いただいたところです。なお、この応募に際しては、昨年、令和4年8月30日に食品安全委員会決定していますいわゆる優先実施課題といったものを示して公募を行ったものです。この4つの選定した課題について、それぞれ簡単に説明してまいります。

まず1つ目、受付番号13と書いてあるものです。こちらは国立医薬品食品衛生研究所の山田先生による「食品関連化学物質のリスク評価におけるリードアクロス手法の適用と信頼性評価に関する研究」というものです。この研究内容としましては、食品中の化学物質の毒性を予測する技術として、その応用が期待されるリードアクロス手法に関して、海外における最新のガイダンスと活用状況を整理し、本邦におけるガイダンスの作成のための基本となる情報を取りまとめて、食品健康影響評価に活用する際の考え方を提案するというものになっております。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとしましては、食品安全委員会の食品健康影響評価へのリードアクロス手法の応用の提案が期待されるというコメントをいただいているところです。16点の評価点が合計点としてついているものです。

次のページを御覧ください。上の段です。2つ目の研究課題となります。こちらは国立医薬品食品衛生研究所の栗形先生によるものでして、「国際動向に鑑みた食品中の残留農薬に係る発達神経毒性学分野のリスク評価手法に関する研究」というものです。この研究内容は、発達神経毒性（DNT）について、欧米における*in vitro*試験を含めたDNT評価方法を調査し、その一環として、発達期甲状腺機能低下によるDNT発現についても調査し、得られた結果から国際動向に鑑みた農薬曝露によるDNT評価法指針原案を提案するというものとなっています。

評価所見を御覧ください。総合コメントとしましては、DNTの評価書が整理検討され、今後の毒性評価に資すると期待されるといったコメントとなっております。合計15.4点の評価点がついております。

続きまして、その下の段を御覧ください。3つ目の研究課題となります。酪農学園大学の臼井先生によるものでして、「養殖水産動物における薬剤耐性指標細菌の設定及びモニタリングの試行」というものです。

研究内容としましては、食中毒原因菌を含む*Vibrio*属菌といった市販養殖魚から薬剤耐性の指標となり得る細菌を分離、同定し、薬剤感受性試験を実施し、加えて養殖場にて抗

菌薬の使用実態を調査して、そうしたデータを基に定量的リスク評価を試みて、健康影響評価のための情報とするといったものです。

評価所見を御覧ください。総合コメントとしては、養殖水産動物における抗菌薬の使用実態、薬剤耐性及び指標細菌との関連が明らかになり、リスク評価に有用な結果が得られることが期待されるといったコメントとなっているところです。評価点は15.4点の合計点でした。

次のページを御覧ください。4つ目の研究課題です。千葉大学の児玉先生による「アレルギー誘発性を有する植物に由来するタンパク質の網羅的消化性評価」というタイトルがついたものです。概要としましては、遺伝子組換え食品におけるアレルギー誘発性について、質量分析法をベースとして、アレルギー誘発性を有する作物のアレルゲンタンパク質と非アレルゲンタンパク質の消化性を網羅的に調べます。さらに、アレルギー誘発性を有する異なる作物に由来するアレルゲンについて同一基準で消化抵抗性を調べ、相互に抵抗性を比較できるリファレンスデータを提供する。これらの知見からアレルギー誘発性の評価における消化性テストの妥当性と利用法について提案するといったものとなっています。

評価所見の総合コメントとしましては、遺伝子組換え食品に課せられる消化性テストの精緻化に有用な研究となるような展開が期待されるといったコメントとなっております。こちらの合計点は15点となっていたものでした。

以上の4つの研究課題が令和5年度に新規で研究を実施すべきと事前評価をいただいたものの案となっております。なお、優先実施課題との関係性としましては、一番最初の受付番号13番、山田先生によるものなのですが、こちらは優先実施課題の中で新たなリスク評価方法等の活用、食品中の化学物質の毒性を予測するリードアクロスに関する研究といった項目に合致しています。残りの3つの課題に関しては、優先実施課題の中で4、その他といったところに該当するものとなっているところです。

以上が4つの研究課題の説明となります。この案についてお認めいただけましたら、令和5年度に開始できるように手続を進めてまいります。

説明は以上となります。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

特によろしいですか。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(5) その他

○山本委員長 本日は、その他として「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方の改正について」の報告があると聞いております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料5に基づき御説明いたします。動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定であります「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方の改正について」でございます。本調査会決定については、当初決定後の令和2年7月7日に開催されました第783回の食品安全委員会において一度御報告いたしました経緯がございます。今般、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において本調査会決定が改正されましたので、ここに改めて御報告するものです。

具体的な改正内容を資料5の新旧対照表に沿って御説明いたします。

1ページの脚注2を御覧ください。当初はその時点の優先物質の成分名を記載しておりましたが、現時点では評価が終了したり、評価要請が取り下げられたりし、記載対象となる成分名が変化し、現時点では特記する必要性がなくなりましたので、混乱を回避する観点から、成分名を削除したものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。(4)の「食品健康影響評価が実施できない」との文言2か所を「食品を介して人の健康に及ぼす影響を評価することができない」と修正しております。これは、食品健康影響評価ができないのではなく、食品健康影響評価を実施した結果、情報不足により結論を導き出すことができなかったという趣旨をよりよく反映した文言に修正したものでございます。

次のページ、3ページ目を御覧ください。3ページの別紙にも同様の文言がございましたので、同じ修正をしてございます。

動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会での決定事項についての御報告については、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にありませんか。

それでは、動物用医薬品専門調査会並びに肥料・飼料等専門調査会におかれましては、

この考え方に沿って食品健康影響評価を進めてください。
ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 以上でございます。特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、2月28日火曜日14時から開催を予定しております。

また、22日水曜日14時及び15時半から「肥料・飼料等専門調査会」が、24日金曜日10時から「農薬第一専門調査会」が、27日月曜日14時から「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第890回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。